

令和6年2月26日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和6年第1回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 1 号	令和 6 年度杵築市一般会計予算	－ 予算書 1 ページ －
議案第 2 号	令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算	－ 特別会計予算書 1 ページ －
議案第 3 号	令和 6 年度杵築市国民健康保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 5 ページ －
議案第 4 号	令和 6 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算	－ 特別会計予算書 9 ページ －
議案第 5 号	令和 6 年度杵築市介護保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 13 ページ －
議案第 6 号	令和 6 年度杵築市水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 1 ページ －
議案第 7 号	令和 6 年度杵築市工業用水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 3 ページ －
議案第 8 号	令和 6 年度杵築市下水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 5 ページ －
議案第 9 号	令和 6 年度杵築市立山香病院事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 7 ページ －

- 議案第10号 令和5年度杵築市一般会計補正予算（第10号）
－ 補正予算書 1 ページ －
- 議案第11号 令和5年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第2号）
－ 補正予算書 11 ページ －
- 議案第12号 令和5年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第3号）
－ 補正予算書 15 ページ －
- 議案第13号 令和5年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）
－ 補正予算書 19 ページ －
- 議案第14号 令和5年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第3
号）
－ 補正予算書 23 ページ －
- 議案第15号 令和5年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第
2号）
－ 補正予算書 27 ページ －
- 議案第16号 杵築市行政組織条例の一部改正について
－ 議案書 5 ページ －
- 議案第17号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について
－ 議案書 7 ページ －

- 議案第 18 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
－ 議案書 9 ページ －
- 議案第 19 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
－ 議案書 11 ページ －
- 議案第 20 号 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
－ 議案書 13 ページ －
- 議案第 21 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
－ 議案書 15 ページ －
- 議案第 22 号 杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
－ 議案書 17 ページ －
- 議案第 23 号 杵築市介護保険条例の一部改正について
－ 議案書 19 ページ －
- 議案第 24 号 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について
－ 議案書 23 ページ －

議案第 25 号 杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案書 56 ページ -

議案第 26 号 杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び杵築市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案書 59 ページ -

議案第 27 号 杵築市立山香病院薬剤師就業支度金貸与条例の制定について
- 議案書 61 ページ -

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度杵築市一般会計補正予算 (第 9 号))
- 議案書 66 ページ -

報告第 2 号 専決処分の報告について
- 議案書 67 ページ -

議案第16号

杵築市行政組織条例の一部改正について

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例

杵築市行政組織条例（平成20年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 特定健診及び保健指導に関すること。

第2条第14項第1号中「、特定健診」を削り、同項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 介護予防に関すること。

第2条第15項中第4号を削り、第6号を第5号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 17 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第18号

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

27,000円
43,000円
63,000円

を

」

「

30,000円
50,000円
80,000円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 19 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正 する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、「職員（」の次に「令和6年4月1日以降に新たに職員となった者及び」を加え、同項第1号から第4号までの規定中「100分の1.7」を「100分の1.6」に改め、第5号中「100分の1.0」を「100分の0.9」に改め、同項に次の2号を加える。

- (6) 職務の級が2級である者 100分の0.9
- (7) 職務の級が1級である者 100分の0.9

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部改正について

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び杵
築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部を改正する条例

(杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一
部改正)

第1条 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
(平成17年杵築市条例第42号)の一部を次のように改正す
る。

第15条第1項中「、第13条」を削り、同条第3項中「第
12条」の次に「及び第13条」を加える。

(杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改
正)

第2条 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平
成17年杵築市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、第13条及び第15条」を「及び第1
3条」に改め、同条第2項中「第14条」の次に「及び第15
条」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の
一部改正について

杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成24年
杵築市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号オ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の
2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 23 号

杵築市介護保険条例の一部改正について

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,000円」を「32,400円」に改め、同項第2号中「55,600円」を「48,900円」に改め、同項第3号中「55,600円」を「49,200円」に改め、同項第4号中「63,000円」を「60,600円」に改め、同項第5号中「74,100円」を「71,400円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 85,600円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 92,800円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 107,100円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 121,300円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 135,600円

第2条第1項に次の3号を加える。

- (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 149,900円
- (12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 164,200円
- (13) 令第39条第1項第14号に掲げる者 171,300円

第2条第4項中「第2項」を「第9項」に、「令和3年度から

令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,200円」を「20,300円」に、「51,900円」を「48,900円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,200円」を「20,300円」に、「37,000円」を「34,600円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第2項中「所得の少ない」を「第1項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,200円」を「20,300円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、210万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、320万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市の定める額は、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市の定める額は、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市の定める額は、720万円とする。

第4条第3項中「令第38条第1項第1号イ」を「令第39条第1項第1号イ」に、「ロ若しくはハ」を「ロ若しくは二」に、「又は第4号ロ」を「、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号

ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第4号」を「令第39条第1項第1号から第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の杵築市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例

(杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成24年杵築市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第207条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第26条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、

第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第50条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当

該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第51条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内の」を削る。

第54条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第54条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第62条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第62条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第62条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第62条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「

に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第62条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第68条第2項中「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第69条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第73条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認定症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第82条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定によ

る」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第73条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第85条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第86条第1項を次のように改める。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第86条第3項中「第115条」の次に「、第195条第3項」を加える。

第95条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果

について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第109条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第109条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第110条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第114条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第120条第5項及び第6項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第124条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

- 第128条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医

療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第130条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第131条中「及び第107条」を「、第107条及び第109条の2」に改める。

第133条第7項中「第1項」の次に「第1号、第3号及び第4号並びに」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第152条において準用する第109条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第134条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「若しくは本体施設」を「、本体施設」に、「若しくは指定看護」を「又は指定看護」に改める。

第141条第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第150条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した

場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第151条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第152条中「及び第102条」を「、第102条及び第109条の2」に改める。

第154条第8項中「第1項」の次に「第2号及び第4号から第6号まで」を加え、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第155条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第160条第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第168条の2の見出し中「緊急時」の次に「等」を加え、同条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対処方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第169条中「業務」を「職務」に改め、同条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第170条第5号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第175条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必とする入所者のために」を「入所者の病状の急変時に備えるため」に、「協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第175条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第179条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規

定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第180条中「及び第62条の17第1項から第4項まで」を「、第62条の17第1項から第4項まで及び第109条の2」に改める。

第185条第6項及び第7項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第190条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第192条中「第4項まで」の次に「、第109条の2」を加える。

第194条第7項中「業務」を「職務」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第195条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第200条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点医に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第5号及び第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的

拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第204条第2項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第205条中「及び第109条」を「、第109条及び第109条の2」に改める。

第207条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例）

第2条 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る

基準に関する条例（平成24年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（同条第7項）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第46条第7項）」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電気計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第94条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条第1項中「事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改

め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条第2項に次の1号を加える。

- (7) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第47条第1項を次のように改める。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従

事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第55条の見出し中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多

機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第66条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第74条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第81条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
第87条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に改める。

第94条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成27年杵築市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平

成 1 1 年厚生省令第 3 6 号) 第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ (3) に規定する主任介護支援専門員 (以下この項において「主任介護支援専門員」という。) でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員 (主任介護支援専門員を除く。) を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合 (その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 6 条第 2 項中「あらかじめ、」の次に「利用者又はその家族に対し、」を加え、同条第 3 項中「職員」の次に「 (指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。) 」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 3 7 条第 1 項において同じ。) に係る記録媒体をいう。) 」に改める。

第 1 2 条に次の 2 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施

地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第27号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の

態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

第33条第15号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の

合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (27) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第37条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年杵築市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併

せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供

されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電気計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利

用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、

指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第36条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第62条、第62条の20、第62条の22、第62条の40、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ

ればならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第95条第7号及び第200条第7号、新地域密着型介護予防サービス基準条例第55条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第109条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、

新指定地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

杵築市消防団員等公務災害補償条例（平成17年杵築市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に

支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）
及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病
補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 26 号

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(杵築市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

杵築市立山香病院薬剤師就業支度金貸与条例の制定
について

杵築市立山香病院薬剤師就業支度金貸与条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香病院薬剤師就業支度金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する薬剤師（以下「薬剤師」という。）の資格を有する者で杵築市立山香病院（以下「山香病院」という。）に勤務しようとするものに対し就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与する制度を創設することにより、薬剤師の安定的な確保を図り、もって山香病院の地域における中核的な医療機関としての機能の維持及び向上に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、現に薬剤師の資格を有し、山香病院において正規職員として薬剤師の業務に従事しようとする意思を有する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 現に薬剤師として山香病院に勤務している者
- (2) 杵築市立山香病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める基準日において55歳に達している者
- (3) 過去に薬剤師（嘱託職員及び臨時的任用職員を除く。次条において同じ。）として山香病院に勤務をしていた者であって、その退職後3年を経過していないもの
- (4) 既にこの条例の規定により支度金を貸与された者
- (5) 杵築市立山香病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例（令和5年杵築市条例第25号）により修学資金を貸与された者

(貸与の額等)

第3条 支度金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とし、無利息で貸与するもの

とする。

(1) 過去に薬剤師として山香病院に勤務をしたことがない者 120万円

(2) 過去に薬剤師として山香病院に勤務をしたことがある者 60万円

(貸与の申請)

第4条 支度金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

(貸与の決定等)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、貸与の可否及び貸与の額を決定し、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の免除)

第6条 管理者は、支度金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）の支度金の返還の債務について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるとおり免除するものとする。

(1) 山香病院の薬剤師（第3条第1号に該当し、支度金の貸与を受けた者に限る。次号において同じ。）として採用された日以後4年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。全額免除

(2) 山香病院の薬剤師として採用された日以後2年以上4年未満（疾病、負傷その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事し、本人の都合により退職したとき。貸与した支度金の2分の1の額

(3) 山香病院の薬剤師（第3条第2号に該当し、支度金の貸与を受けた者に限る。）として採用された日以後3年

間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。全額免除

（４） 返還の免除を受けるまでの在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務を継続することが困難となったとき。全額免除

（５） 返還の免除を受けるまでの在職期間中に山香病院の都合により退職したとき。全額免除

（６） 前各号に定めるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき。管理者が定める額が定める額

（返還義務）

第 7 条 被貸与者は、前条の規定の適用を受ける場合（全額免除の場合に限る。）を除き、規則で定めるところにより、貸与された支度金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 被貸与者が、支度金の貸与を受けてから山香病院の薬剤師として採用される日までの間に採用を辞退した場合若しくは採用を取り消された場合又は採用に至らなかった場合は、規則で定めるところにより、貸与された支度金を全額返還しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第 8 条 管理者は、被貸与者が第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する支度金の返還の債務の免除の要件を充足する過程にある場合のほか、被貸与者から規則で定めるところにより支度金の返還の債務の履行の猶予の申出があったときは、これを猶予することができる。

（延滞利息）

第 9 条 被貸与者が正当な理由がなく支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から

返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 5 年度杵築市一般会計補正予算（第 9 号）・・・別冊

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

事故の責任割合は市が100%となり、フェンス等の修繕料155,100円を市が相手方に支払う。

